

令和3年度事業計画書

一般社団法人旭川地方自動車整備振興会

一、 総 論

令和2年度の我が国の経済状況を見ますと、世界中の誰もが予想していなかった新型コロナウイルス感染症の爆発的な流行により、国として緊急事態宣言の発出により外出規制や営業自粛の措置が講じられ、経済、社会、政治などへ甚大な影響を及ぼした一年であり、今年に入っても未だ感染が広がっており、社会不安が続いております。

令和3年度は、昨年閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020～危機への克服、そして新しい未来へ～」に基づいて、新型コロナウイルス感染症の拡大により浮き彫りとなった課題・リスク・取組の遅れを克服し、感染防止対策を講じながら経済活動レベルを段階的に引き上げていく局面であり、医療体制の強化、新時代を築くデジタル化などの環境整備、社会変革の推進力となる人材育成推進などの指針が示されました。また、延期となっていた東京オリンピック・パラリンピックによるイベント効果の押し上げ、5G(第5世代通信方式)の本格普及が進み、世界経済が本格的に立ち直ることによる景気の持ち直しが期待されているところです。

自動車については、少子高齢化における移動手段の確保や事故削減を図るため、安全運転支援システムや限定環境下における自動運転システム搭載車の発表等、数多くの最新の電子部品や装置が採用されるとともに、自動車の検査や点検・整備においても、電子制御装置整備、OBD検査など電子化への対応が進められています。加えて、継続検査OSSの利用、車検証の電子化など自動車においてもデジタル化が進められております。

このような状況にあって、整備業界においては、令和2年4月より施行されている特定整備を含む自動車の整備技術の高度化に向けた対応や、我が国が抱える人口構造問題により一層の厳しさが増している少子高齢化の影響から若年労働者の採用が難しくなっており、厳しい経営環境に対応できる業界となることが求められてきております。

令和3年度事業においては、喫緊の問題となっている特定整備事業制度への対応、整備士等の人材不足への対応、急激に進む新技術への対応、健全な経営の徹底を引き続き重点事項として取り組み、将来に向けて業界の持続的な繁栄を目指し、業界全体の活性化と経営基盤の確立を推進するため、以下の諸事業を実施して参ります。

業界振興・活性化対策としては、日整連が発表した「自動車整備業のビジョンⅡ」に示された整備事業者の取り組みを推進し、自社の経営状況の把握、健全な経営の実践を推進して参ります。

整備士確保対策としては、自動車整備の仕事のPRや、イメージ向上対策を実施し、職場体験の実施等、国土交通省及び「自動車整備人材確保・育成推進協議会」と「旭川自動車整備人材確保育成地方連絡会」が連携を図り、自動車整備に携わる人材の確保・育成を進めて参ります。

業界健全化対策としては、指定整備事業者の法令遵守の徹底、不正改造車排除の徹底を図り、また、特定整備制度に対して、会員事業者がスムーズに導入できるように対応して参ります。また、北海道運輸局と道内地方振興会との間に設けられた「自動車整備業に係る監査・指導連絡会議」に出席し、全道の状況を把握するとともに、監査方法等について意見を述べて参ります。

法制・税制等対策については、自動車関係諸税の簡素化や軽減等様々な要望をして参ります。

行政協力と交通安全対策については、不正改造車排除運動、自動車点検整備推進運動に協力し、街頭における路上指導に参加し、交通安全の啓蒙活動を行って参ります。

ICT（情報通信技術）化促進対策については、「FAINES」の更なる整備情報の内容充実を求める活動を行って参ります。

環境保全・省資源対策については、世界的規模の問題である温室効果ガス削減に向けて、日整連と同調し、自動車整備業としての協力を求めて参ります。

自動車利用者対策として、自動車ユーザーに定期的な点検整備の必要性を正しく認識してもらえよう、国土交通省が主体で実施される「自動車点検整備推進運動」に積極的に参画して参ります。また、点検整備の必要性・重要性等の理解を深めるための「マイカー点検教室」の充実をはじめ、日整連主体で毎年9～10月実施の「点検整備推進キャンペーン」、11年目を迎える当会独

自取組み「マイカー点検・ザ・イヤー」を実施し、関係団体とも連携して、点検・整備の必要性を自動車ユーザーに訴求して参ります。

整備技術向上対策としては、衝突軽減ブレーキなどの最新の機能の講習を行い、技術力強化の推進を図って参ります。

組織運営対策としては、電子制御装置整備の追加認証手続きの速やかな対応、外国人実習制度評価試験等への対応等、日整連等と連携を行うとともに、定められた会議を中心に諸会議を開催し、事業の推進に努めて参ります。

以上の諸事業を効果的に推進するために会員各位の積極的なご協力とご支援をお願いするとともに、関係諸機関並びに関係団体との連携・協調を図るものとする。

以下、本年度の事業項目の詳細は別項の通りである。

二、 事 業 項 目

1. 業界振興・活性化対策

一般社会と自動車使用者に対し、自動車の安全確保、環境保全に貢献している整備業界の社会的有用性や、プロによる点検・整備の必要性などを情報発信し、業界の社会的地位の向上を図ることにより、業界振興・活性化に努めたい。

- 1) 「自動車整備業ビジョンⅡ」の普及促進
- 2) 点検整備入庫率向上のための取り組みの推進
- 3) 整備業界の実態に関する調査・解析
- 4) 整備士確保対策の推進
- 5) 事業承継への対応
- 6) 外国人技能実習制度への対応

2. 業界健全化対策

整備業界に対する社会の理解と信頼を高めるため、法令遵守の徹底を図り、事業経営の秩序と業界の健全化に努めたい。

- 1) 整備事業の適正化と整備料金適正化の徹底
- 2) 指定整備事業者の法令遵守の徹底
- 3) 自動車の不正改造防止対策の推進
- 4) 車積載車による有償運送許可制度への適切な対応推進
- 5) 回送運送許可制度の適正運営の推進
- 6) 黄色回転灯装着に対する法令遵守の徹底
- 7) 労働安全衛生対策
- 8) 特定整備制度への対応

3. 法制・税制等対策

整備業界に係る法制・税制等の改正動向を調査し、各地への情報提供に努め、業界の実態を踏まえた適正な運用が図られるよう要望活動をしたい。

- 1) 道路運送車両法関係法令に関する要望
- 2) 税制関係法令に関する要望
- 3) その他関係法令に関する対応の研究、要望

4. 行政協力・交通安全対策

自動車関係行政の円滑な実施に協力するとともに、交通安全対策等の諸施策の推進に協力したい。

- 1) 自動車検査登録行政業務等に対する協力
- 2) 整備事業関係行政業務に対する協力
- 3) 交通安全および交通安全運動に対する協力

5. ICT化促進対策

進歩著しい高度情報化社会に対応するため、整備事業場のICT（情報通信技術）活用を促進し、業界の活性化に努めたい。

- 1) 継続検査ワンストップサービスの定着
- 2) FAINES運用の対応
- 3) FAINESの情報内容の充実と利用促進
- 4) 放置違反金滞納車情報照会システムの円滑な運用
- 5) 電子車検証への対応

6. 環境保全・省資源対策

環境保全・循環型社会の形成に向けて、地球温暖化防止対策、省資源対策等の推進に努めたい。

- 1) 整備事業場における環境対策の推進
- 2) リサイクル部品の普及・促進
- 3) 自動車環境対策等の推進
- 4) その他環境法令への対応

7. 自動車使用者対策

自動車使用者に自動車の定期的な点検・整備の必要性と保守管理責任の意識を持っていただくよう、正しい自動車知識の普及、整備事業に対する理解と信頼を得るための事業を推進したい。

- 1) 自動車点検整備推進運動への参画・推進
- 2) 自動車点検教室の充実
- 3) 点検・整備意識高揚のための啓発活動の充実強化
- 4) ユーザー車検等の前整備実施の推進
- 5) 自動車整備保証の実施促進
- 6) 自動車整備および整備事業に関する相談体制の充実
- 7) 1年点検実施促進キャンペーン「マイカー点検・ザ・イヤー」の実施

8. 整備技術の向上対策

自動車整備士養成の質的向上に努めるとともに、自動車の技術革新に対応した整備技術の向上を図るために技術研修の充実に努めたい。

- 1) 自動車整備士養成講習の充実
- 2) 自動車整備技術者認定資格制度の普及・促進
- 3) 整備主任者技術研修の充実
- 4) 点検・整備作業方法の合理化の促進
- 5) 技術相談窓口運用体制の充実
- 6) 排気ガステスターの定期校正の実施
- 7) 整備技能登録試験の実施と業務の合理化研究

- 8) 自動車の電子装置整備に係る新技術への対応
- 9) OBD検査への対応

9. 広報対策

業界内の意志疎通を図るとともに、整備業界についての理解と認識を高めるための広報活動を行いたい。

- 1) 会報「整備通信」の編集・発行
- 2) 「技術情報」・「日整連ニュース」の配布
- 3) 旭整振ホームページの充実
- 4) マスコミへの整備業界に関する情報の提供

10. 組織運営対策

定款に定める諸会議の運営を行い、組織活動の推進を図りたい。

- 1) 総会・理事会の開催
- 2) 各種委員会の開催
- 3) 各地方協会組織活動の強化促進
- 4) 専務理事研究会への参加
- 5) 技術教育講師研究会への参加
- 6) 事務局員研修会への参加
- 7) 日整連・北整連との連携強化
- 8) 関係団体との連携強化
- 9) 優良従業員表彰の実施

11. その他

- 1) 会員相互の親交と啓発向上についての事項
- 2) 会の目的達成に関する事項